



昨年暮れ、東名あおり事件や渋谷ハロウィーン事件での逮捕で、DF(デジタルフォレンジック)として、個人所有のスマホやドラレコが注目された。これは、いつでもどこでも相互に監視される時代の幕開けを象徴している。これは世界的な流れといってよい。新たな総監視時代における法制度、警察のDF体制、誤認逮捕などが問われている。

### スマホ／ドラレコが新たな監視社会の主役になる時代

監視社会が新たな段階に発展したと感じさせる事件が相次いだ。渋谷のハロウィーンでの軽トラック横転事件と東名あおり運転事件である。

犯人逮捕が、警察や店舗の監視・防犯カメラ(以後、呼称は原則、監視カメラとする)やNシステムだけでなく、個人のスマホやドラレコ(ドライブレコーダー)の解析によるものだったからである。国民も含めた相互監視時代の到来を、示唆している。

渋谷のハロウィーン事件(2018年10月28)では、警視庁捜査1課、画像の収集／解析する捜査支援分析センター、各警察署から計43人を動員、駅／店舗の監視カメラ250台、周辺にいた一般人のスマホとSNSの顔写真／動画を分析し、容疑者を割り出している(「ハロウィーン軽トラ横転容疑者どう特定?」、朝日新聞、2018年12月13日)。

横転事件に関わった男性15人(日本人10人、外国人5人)を特定し、書類送検11名、逮捕4人とした。事件後の容疑者の移動先(電車／自動車などでの移動を含め)を監視カメラやスマホの映像や聞き込み調査等のリレー方式で追跡し自宅を特定した。

また東名あおり運転事件では、2018年12月14日、横浜地裁で有罪判決が下った。東名高速で2017年6月、あおり運転で停車させて後続の車による追突事故を引き起こし、家族4人を死傷させた事件である。有罪判決の決め手は、事故当時のデジタル記録の再現(DF:デジタルフォレンジック)である。

神奈川県警は、事故当時の現場付近を通行していた車を洗い出し、ドラレコ記録と目撃情報の入手に努めた。通行車の洗い出しには、東名設置のNシステムを用い所有者と運転

手を割り出した。260台以上の通行車を洗い出し10台近くのドラレコ記録を回収した。また、被告の車搭載のカーナビGPS記録を照合し、事故発生当時の事故解明に成功したのである（「事故解明へ4ヶ月の執念、ドラレコ記録・証言…時間との戦い」、朝日新聞2018年12月13日夕刊）。

高速道路のあおり運転によって注目されたドラレコの一般車での搭載率が、急増している。ソニー損保の「2018年 全国カーライフ実態調査」（2018年10月、ネット調査）によれば、ドラレコの運転者の装着率が昨年の2倍に（31.7%）と報告されている。

わが国でドラレコが注目されたのは、2016年1月に起きた長野のスキーバス事故である。大型スキーバスが、碓氷峠で道路脇に転落した交通事故で、乗員乗客41人中15人が死亡している。原因は、運転者の過労運転とされている。

国土交通省は、相次ぐ交通トラブルを受けて、2017年12月に貸し切りバスへのドライブレコーダー搭載を義務付け、2019年までに全ての貸し切りバスへ義務付けている。今回の東名あおり運転事件は、マイカーなどの個人の車への搭載を促している。

アメリカでは、NHTSA（運輸省道路交通安全局）は、米国市場で販売する自動車メーカーを対象に、後方確認カメラの装着を2018年5月から義務化すると発表している。

### 総監視社会が進展する中、誤認逮捕や冤罪犯罪は減らせるのか

今回紹介した2つの事件では、DFにより大きな成果を挙げた。問題は、顕在化しにくい監視カメラによる警察の誤認逮捕や冤罪事件である。従来から監視カメラによる誤認逮捕は問題視されてきたが、現在もマスコミ報道は無くならない。

たとえば、「防犯カメラの落とし穴～相次ぐ誤認逮捕」（NHK クローズアップ現代 2014年10月14日放送）、「動かぬ証拠に穴 監視カメラが冤罪のもとに」（中日新聞 2017年11月23日）、「窃盗事件で男性誤認逮捕 ずさん捜査で逮捕3日後に釈放 警視庁」（NHK News Web、2018年12月21日放送）。

では、今後普及する一般車のドラレコなどによって、警察官のミスや誤認による反則切符切りを防ぐことができるのか。調べてみると、警察による誤認や判断ミスは起こっているのである。

たとえば、「信号無視誤認、車載カメラ正す富山県警謝罪」（毎日新聞、2016年7月25日）、「交通取り締まりの警察対応「はなはだ不誠実」大阪高裁が裁判打ち切る」（産経ニュース、2016年12月6日）、「一時停止した車を警察が取り締まる映像が話題に 警察の行為に違法性は？」（シェアしたくなる法律相談、2014年8月1日 小野智彦）。

総監視社会は、今後も更に進展し、DFも進化していく。AI他の新技術の登場やビッグデータの大衆化も進む。この結果、新たな誤認逮捕や冤罪、その他の事件を新たに生む可能性は、否定できない。

たとえば、最近、防犯カメラ向けに注目され進化した顔認証システムが、個人のスマホで利用する応用技術へと進化している。多くの人々が、スマホの暗証番号代わりに顔パスの採用し、スマホ決済で買い物を済ませるようになっていく。

IT先進国の中国では、ATMやスマホ決済などで顔認証が普及し、警察の犯罪捜査にも顔認証が活用され始めていると報じられている（「顔認証 中国で拡大 ATM・トイレ・

犯罪捜査にも」、朝日新聞、2018年1月11日）。

わが国では、音楽ライブなどのチケットを高額で転売するのを防ぐ目的で、顔認証システムの採用が拡大など、高額転売は社会問題化している。この結果、今年の2019年6月には、チケット転売規制法が施行され、ネットでの高額な転売は禁止となる。

ただ、チケットを転売したい人や業者を無くすことは難しく、チケット転売自体を排除することは出来ない。「チケット高額転売、不正対策いちごっこ --電子化でもスマホ渡す抜け道 抽選販売、プログラムで大量購入も」（2017年10月25日 日本経済新聞）。

## 監視カメラやGPS捜査による警察取り締まりの法的ルールは

「監視社会」と騒がれたのは、1990年初め、ロンドンの金融街のシティーでテロが起き、イギリスでの監視カメラの急増であった。イギリスは、2012年のロンドン五輪でのテロ対策もあり、監視カメラ大国として知られるようになった。

「超監視社会」という新用語が世間を騒がしたのは、米NSA（国家安全保障局）勤務のスノーデンが、NSAの盗聴実態を2013年に世界に告発した「スノーデン事件」である。これら事件により、日本でも国民の監視が大きな関心を集めるようになった。警察によるDFは、この10年間で急増している。警察庁の情報技術解析部門が、2016年の1年間に解析したデジタルデータの総容量は、約4.6ペタバイトに上り、10年間で9倍超に拡大している（「犯罪捜査データ解析9倍」、日本経済新聞、2018年3月7日）。

監視カメラやドラレコの効果などの効果も報告されている。たとえば、「警察庁が昨年1年間に把握した刑法犯21万件のうち、7.8%に当たる1万6463件は防犯カメラやドライブレコーダーが解決の端緒となった。犯罪捜査における有用性は高い。」と書かれている（「防犯カメラ2500台増設図る」、朝日新聞、2018年6月25日）。

しかし、わが国は、警察の監視カメラの設置は急増しているのに、その設置／運用に関する法律が存在しない。法的規制のない、監視カメラの任意運用が拡大している（「日弁連、警察の監視カメラ設置・運用に『法制定』要求」、財形新聞、2016年9月19日）。

Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）とオービス（ORBIS：自動速度違反取締装置）の導入／運用については、1980年代の導入当初から、個人プライバシーと関係で法的正当性について問題視されてきた。

ここ数年、マスコミが問題視してきたのが、警察の「令状なしのGPS捜査」の違法性である。下級裁では判断が分かれていたが、最高裁は2017年3月に初めて違法としている。欧米諸国を見ても、その対応には、現状では温度差が認められる。

アメリカでは、連邦最高裁は、2012年、令状なしのGPS捜査について、違法性を認めている。ドイツでは、連邦憲法裁判所は2005年にテロ集団による爆破事件へのGPS捜査の合法性を認めたが、24時間以上の捜査について裁判所の許可が必要としている。

フランスでは、刑事訴訟法が2014年に改正され、フランス領土内で容疑者の同意なくGPS捜査が合法化されている。GPS捜査に限ってみても、国によって温度差があり、州単位の細かい規制に至っては、さらに大きいのが現状といつてよい。

すべての人が互いに監視しあう総監視社会が、今後どのように進展するのか。これからも、注意深く見守っていききたい。

（TadaakiNEMOTO）